

長浜市告示第74号

ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

長浜市長 浅見 宣義

ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金交付要綱

ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金交付要綱（令和4年長浜市告示第156号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域内でのイノベーション創出に向けて、市内に事業所を有する中小企業者等が実施する経営基盤の強化及び事業の成長又は拡大に資する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとし、個人の場合は長浜市民に限る。

（1）次のアからオまでのいずれかに該当する企業

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ アからウまでに該当する者が発行済株式の総数又は出資価格の総額を所有している者

オ アからウまでに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

（2）政治、経済若しくは文化団体又は宗教法人若しくは団体

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反することその他社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び同法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業店（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）市内にこの要綱に定める補助対象事業を行う拠点を有する中小企業者等

（2）この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民

健康保険料（税）に未納がない者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自社の経営基盤の強化又は将来の成長につなげるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象事業に要する費用の合計（以下「総事業費」という。）が200万円未満の場合は、補助の対象としない。

- (1) デジタル化に関する事業
 - (2) 販路拡大に関する事業
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する直接的な経費であって、別表第1に定めるものその他市長が必要と認めるものとする。ただし、消費税、地方消費税、印紙税、源泉所得税並びに自社の従業員等に係る人件費及び旅費は除く。

2 前項の規定にかかわらず、国、本市以外の地方公共団体又は公共的団体から同一の事業について補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

2 ハードウェア購入費に対する補助金の上限額は30万円とし、前項の補助限度額に含めるものとする。

（交付申請）

第7条 規則第4条第1項第1号及び第2号に規定する事業計画書及び収支予算書は、ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金事業計画書（様式第1号）及びながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金収支予算書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 総事業費の内訳が分かる見積書等の資料
- (2) 市内における事業実態が分かる資料
- (3) 市税及び国民健康保険料（税）の完納証明書（納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないことを証明するもの）
- (4) その他補助事業の内容が分かる資料

（審査）

第8条 市長は、補助金交付の可否を決定するに当たり、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）に規定するながはまチャレンジ&イノベーション応援事業審査会に諮るものとする。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金事業報告書（様式第3号）
- (2) ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金事業決算書（様式第4号）

- (3) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真等の資料
- (5) 必要に応じて支出の根拠となる資料

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が指定するものは、購入の費用にかかわらず、この要綱による補助金で購入した全ての機器とする。

(実施結果の事業化)

第11条 補助対象事業を実施する者は、当該補助対象事業による成果の事業化に努めなければならない。

2 前項に規定する事業者は、市長が必要と認めた場合は、補助対象事業完了後の事業化状況について報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によるこの要綱の失効の際現にこの要綱に基づいて交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

事業区分	概要	補助対象経費
(1) デジタル化に関する事業	生産性の向上又は業務の効率化に向けてデジタル技術を活用した取組	専門家謝金、専門家旅費、資料購入費、コンサルタント費、ハードウェア購入費(補助金の上限額あり)、クラウドサービス利用費、ソフトウェア購入費又は借損料
(2) 販路拡大に関する事業	販路拡大に必要とされる機械装置の導入、展示会又は商談会への出展その他の今後のビジネス展開を見据えた取組	専門家謝金、専門家旅費、機械装置購入費、機械装置等設置費、展示会又は商談会出展料、借損料、会場設営費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、コンサルタント費又は市場調査費

別表第2 (第6条関係)

事業区分	補助率	補助限度額
デジタル化に関する事業	2分の1	200万円
販路拡大に関する事業		